

I.次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画

1. 趣旨

女性の管理職を増やし、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

2. 内容

(1) 次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法

目標 1：月間残業時間 45 時間超及び年間残業時間 700 時間超の職員（管理職含む）をゼロにする。

<取組内容>

令和5年10月～ 職員の各月ごとの残業時間等の労働時間の状況を把握する

令和6年10月～ 各人の力量と部署の業務量に対応した人員配置を検討する

令和7年4月～ ノー残業デーや定時退社日を設定して徹底する

(2) 女性活躍推進法

目標 2：管理職に占める女性労働者の割合を 10%以上にする。

<取組内容>

令和5年10月～ 経営層や管理職を対象に女性活躍に関する意見交換の実施する

令和6年10月～ 人事評価基準、登用制度等の見直しを行う

令和7年4月～ 候補となる女性職員の育成計画の策定する

II. 女性の活躍に関する情報の公表

女性活躍推進法に基づき以下情報を公表します。

・労働者に占める女性労働者の割合：22%（令和5年9月30日現在）

掲載日 令和6年3月1日